

2015 年 5 月 25 日

株式会社ビーロット

代表取締役社長 宮内 誠

問合せ先： 管理部 03-6891-2525

<http://www.b-lot.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方等

当社は、経営理念である「社会から求められる企業」を実現し続けていくためには、法令を順守し社会規範に準拠した上で、経営の健全性及び透明性を高めていくことが重要であると認識しております。また、そのことがお客様や取引先、株主といったステークホルダー（利害関係者）にとっての利益を守り、企業価値の継続的な向上につながるとも考えております。

そのため、当社ではコーポレート・ガバナンスの強化は経営の最も重要な課題の一つと認識しており、積極的に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
長谷川 進一	235,500	21.52
望月 雅博	205,500	18.78
株式会社エムアンドエム	136,500	12.47
宮内 誠	102,000	9.32
望月 文恵	30,000	2.74
Bang-joo Lee	30,000	2.74
Kwan-Young Kim	30,000	2.74
株式会社ザイマックス	30,000	2.74
日本証券金融株式会社	22,900	2.09
サムティ株式会社	15,000	1.37

支配株主名	なし
-------	----

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

親会社名	なし
------	----

補足説明

大株主の状況は、2014 年 12 月 31 日現在で記載しております。

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	12 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任していない

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、いわゆる三様監査（監査役監査、内部監査、監査法人監査）の実効性を高め、かつ監査の質的向上を図るため、三者間での監査計画・監査結果の報告、意見交換、期末監査時の立会等を実施し、相互連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡本 康裕	他の会社の出身者													
田代 宏樹	弁護士													
波光 史成	公認会計士・税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に 関する補足説明	選任の理由
岡本 康裕	○	——	岡本康裕氏を社外監査役候補者とした理由は、会社経営及び不動産経営に深く関わった経験があり、かつ法務にも通じていることから、そのノウハウを活かして当社の経営全般に対し助言・提案をいただけると判断したためであります。
田代 宏樹	○	——	田代宏樹氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的見地から企業法務に関する知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
波光 史成	○	——	波光史成氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営全般に対し独立的な立場から助言・提案をいただくためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員は、経営に主体的に参加しようという非常に意識が高く、会社の価値を上げることができる人員がふさわしいものと考えております。その対象者は経営・不動産・金融等に詳しく、人柄も良い人員を当社の現役員の持つ広範なネットワークを活用し、できる限り早急に探していく予定です。
--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社取締役の業績向上への意欲と士気を高めることを目的として導入しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社取締役と従業員の業績向上への意欲と士気を高めることを目的として導入しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により報酬総額を決定しております。各役員の報酬額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

独立役員が会社情報を共有する方法として、取締役会の出席及び代表取締役への面談の他、常勤監査役が日常の稟議書内容の精査・確認、重要な社内契約書の精査・確認、あるいは重要な会議体の出席を行い、監査役会を通じて独立監査役でもある非常勤監査役と連携しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1) 取締役会

当社の取締役会は3名で構成され、会社の経営上の意思決定機関として、取締役会規程に則って、経営方針やその他重要事項について審議及び意思決定を行うほか、取締役による職務執行状況を確認しております。取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、緊急の取締役会決議を要する重要事項については、都度臨時取締役会を招集し、個別審議により決議することとしております。

2) 監査役会

当社は、会社法に基づく監査役会設置会社であります。監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）により構成され、毎月1回定期的に監査役会を開催するほか、必要に応じて随時開催しております。各監査役はガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、期初に立案した監査方針と監査計画に従い、取締役会への出席やその他重要な会議への出席、内部監査室や会計監査人との情報交換や連携により業務監査や会計監査を補完し、監査役監査機能の強化に努めております。

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、透明性の高い意思決定、機動的な業務執行並びに適正な監査に対応できる体制の構築を図る

ため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の開催日は毎年3月下旬とし、他社の株主総会開催日との重複を避け、平日の開催とする方針です。
電磁的方法による議決権の行使	当社は現在、電磁的方法による議決権行使の方策を導入しておりませんが、株主の利便性を勘案しながら検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取り組み	当社は現在、議決権電子行使プラットフォームに参加しておりませんが、株主の利便性を勘案しながら検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は、招集通知の英文提供を行っておりません。しかしながら、今後外国人株主の状況を鑑みて、検討してまいります。
その他	株主総会の開催場所は利便性のある場所のホール等を確保する予定であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、以下のディスクロージャーポリシーを当社ホームページ等に掲載してまいります。 1) IR基本方針 当社は、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報を分かりやすく公平かつ適時・適切に提供することを基本方針としてIR活動を実践いたします。 2) 情報開示方針 当社は、金融商品取引法並びに東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関	

	する規則」(以下「適時開示規則」という。)に基づいた情報開示を行ってまいります。また、適時開示規則に該当しない情報についても、投資家の皆様にとって有用であると判断されるものについては、積極的に開示し、経営の透明性を高めてまいります。 3) 情報開示方法 当社は、適時開示規則に該当する情報の開示を、T D n e t にて開示するとともに当社ホームページにも掲載しております。 4) 将来の予測に関する事項について 当社が開示する情報の中には、将来の予測に関する事項が含まれている場合があります。このような将来情報に関しては、その予測の前提条件は不確定要素などを十分説明し、市場に誤解を与えることがないように努めてまいります。 5) I R 活動沈黙期間 決算期に開示する決算情報の漏洩防止を徹底するため、四半期ならびに決算期末日の翌日から決算発表日までを I R 活動沈黙期間とし、この期間については決算に関するコメントや質問への回答を控えております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会について積極的に活用する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向け説明会について、積極的に活用する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現状、定期開催は予定しておりませんが、外国人投資家の保有状況を考慮の上、適宜開催してまいります	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に I R サイトを設けており、有価証券報告書等、適時開示書類、I R ニュース等を掲載しております。	
IR に関する部署(担当者)の設置	当社は、管理部を I R 活動担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
--	------

社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	当社は、経営理念である「社会から求められる企業」を実現し続けていくためには、法令を順守し社会規範に準拠した上で、経営の健全性及び透明性を高めていくことが重要であると認識しております。また、そのことがお客様や取引先、株主といったステークホルダーにとっての利益を守り、企業価値の継続的な向上につながるとも考えております。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	当社では、コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方の中で、正確かつ公正なディスクロージャーに努め、株主をはじめとするステークホルダーに対し、誠実な対応と透明性の高い経営を行うことが重要と位置づけております。 適時開示については、当該手順に沿った運用を行っております。具体的には、収集された情報については、関連法令に照らし開示の要否を検討し、公表すべき情報については、速やかに公表できる体制をとっております。 また、適時開示規則に該当しない情報についても、ステークホルダーの皆様にとって有用であると判断されるものについては、積極的に開示し、経営の透明性を高めてまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社におきましては、コーポレート・ガバナンス強化の一環として内部統制基本方針を制定しており、同基本方針の着実な運用に加えて、経営トップからのメッセージ発信やコンプライアンス教育の強化、通報制度の拡充等によりコーポレート・ガバナンスの更なる強化に努めてまいります。取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コーポレート・ガバナンス

・取締役会

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。

・代表取締役

代表取締役は、取締役会において業務執行状況の報告を行います。

・取締役

取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行します。

・監査役会

当社の監査役は、法令が定める権限を行使して、常勤監査役が中心となり日常業務の監査を行い、3名の監査役で役割分担をすることで効率的に取締役及び使用人の業務執行を監督しています。また、内部監査及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施します。具体的には、会計監査人及び内部監査人との間で定期的にミーティング等を実施し、会社の現況を報告したり、会計監査人の監査計画や監査品質等の確認を行い、三者連携することでお互いの監査に役立てております。

・コンプライアンス委員会

コンプライアンス室長を中心に当社及び当社子会社を対象としたマニュアルを作成し、子会社を含め代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」にて、法令遵守の教育・研修の計画及び実施、内部情報提供制度の整備等コンプライアンス体制の充実や周知に努めます。なお、当社におけるコンプライアンス取組みに関する決定、及び進捗状況の管理は取締役会が行い、統括責任者は社長とします。

・財務報告の適正性確保のための体制整備

「経理規程」その他社内規程、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図ります。

・内部監査

内部監査は、内部監査室が行い、必要に応じて社長が指名した者に実施させることができます。「内部監査規程」に基づき、業務全般に関して法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施します。

2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定書類のほか職務遂行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、社内規程の定めるところに従い、関連資料とともに適切に保存し、管理します。取締役及び監査役は、いつでも、これらの情報を閲覧することができます。

3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、経営における重要課題であることを認識し、当社及び当社子会社における様々なリスクを把握するため「リスク管理規程」に基づきリスク管理統括責任者を設置し、各リスクに応じた的確な対応を行うとともに、それらを統括的かつ個別的に管理することとしております。具体的には、リスク管理委員会を構成し、当社及び当社子会社全体に内在するリスク全体を包括的に管理しております。同委員会では、月1回、活動状況の報告を行っております。

4) 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

適正かつ効率的な職務の執行を確保するために「業務分掌規程」、「職務権限規程」等各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図ります。

5) 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制

- ・ 当社の企業行動指針、リスク管理規程を当社子会社にも適用し、子会社における重要事項を当社会議体での付議事項又は報告事項とし、当社及び当社子会社の業務の適正化を図るとともに、内部通報制度についても通報窓口を当社子会社にも開放し、周知することにより当社及び当社子会社におけるコンプライアンスの実効性を確保します。
- ・ 当社及び当社子会社に対して、内部監査部門による監査を実施します。

6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査役が必要であると認めたときは、監査役の職務を補助する専任の使用人を置くものとします。監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令権限は監査役会に専属するものとし、取締役、使用人は監査役の職務を補助する使用人に対し指揮命令権限を有しないものとします。
- ・ 監査役を補助する使用人の人事考課は、監査役会で定めた監査役が行うものとし、その人事異動及び懲戒処分については、事前に監査役会の同意を必要とするものとします。
- ・ 監査役を補助する使用人は、監査役の指示に従わなければならないものとします。

7) 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 当社及び当社子会社の取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行状況を監査役に報告するものとします。
- ・ 当社及び当社子会社の取締役は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、次に掲げる事項をその都度報告します。
 - ・ 財務及び事業に重大な影響を及ぼす決定等の内容
 - ・ 業績及び業績の見通しの発表の内容
 - ・ 内部監査の内容と結果及び指摘事項の対策
 - ・ 行政処分の内容
 - ・ その他監査役が求める事項
- ・ 使用人による報告

当社及び当社子会社の使用人は、監査役に対して、当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実、重大な法令または定款違反となる恐れがある事実がある場合には、直接報告することができます。

- ・ 報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社及び当社子会社の取締役・使用人に対し、報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。

8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じることとしております。

9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、内部監査人との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘事項について協議及び意見交換をする等、密接な情報交換及び連携を図ります。監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自に起用することができます。

10) 反社会的勢力との関係断絶に向けた体制

- ・反社会的勢力による不当要求に備えた外部機関との連携構築

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

- ・反社会的勢力に対する排除基本方針及び反社会的勢力対応に関する規程の制定

反社会的勢力に対する排除基本方針及び反社会的勢力対応マニュアルにおいて、反社会的勢力排除を明記すると共に、当社の取締役及び使用人に対し周知徹底を図ることとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、反社会的勢力に関する規程において、「当社が暴力団・総会屋・フロント企業等反社会的勢力との関わりを排除すること」という規定を設け、またコンプライアンス・マニュアルにおいても「(反社会的勢力との対決) 役職員は、反社会的勢力に対して断固とした態度で対応しなければなりません。特に総会屋等からの要求に対しては毅然とした態度で臨み、株主権の行使に関し財産上の利益を供与するようなこと等があってはなりません。さらに不透明な癒着と言われかねない一切の関係を排除する必要があります。」と定め、代表取締役社長以下組織全員が一丸となって、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

(反社会的勢力に対する基本方針)

- ・反社会勢力には、組織全体として対応し、反社会勢力から従業員の安全を確保致します。
- ・反社会勢力による被害を防止するため、外部専門機関と緊密な連携関係を構築致します。
- ・反社会勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を持ちません。反社会的勢力による不当要求は、これらを拒絶致します。
- ・反社会的勢力との間の裏取引、および反社会的勢力に対する資金提供を行いません。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ・社内組織（所轄部署・リスク管理部署）

コンプライアンス室を統括管理部署とし、月に1度コンプライアンス委員会・リスク管理委員会を開催しております。

- ・不当要求対応の責任者

不当要求対応の責任者を設置し、公安委員会主催の不当要求対応講習を受講しております。

不当要求対応講習については、各支社支社長も受講する予定であります。

- ・規程・マニュアルの整備状況

反社会的勢力に関する規程、反社チェックマニュアル、コンプライアンス・マニュアルを整備しております。また、入社前必要書類「誓約書」において、反社勢力との関係を持った者に対する罰則規定を就業規則に導入しております。

- ・新規取引先に対する反社チェック

業務フロー・反社チェックマニュアルに基づき、日経テレコンやWEB検索を実施することで、ネガティブ記事検索及び属性確認を実施しております。また、必要に応じて、帝国データバンクの調査レポートの入手・謄本取得・外部機関へ調査依頼を行う体制を構築しております。

株主（従業員・取引先）は株式割当の際に反社チェックを実施し、問題ないことを確認しております。

- ・継続取引先に対する反社チェック

契約更新時または年1回反社チェックを実施しております。また、契約更新時には、契約書に暴力団排除条項の記載があるかを確認し、暴力団排除条項がない場合には、誓約書等にて問題ないことを確認するようにしております。

- ・契約書等への暴力団排除条項の導入状況

取引基本契約書について、暴力団排除条項もしくは、誓約書等を導入しております。

- ・研修等の実施

全役職員を対象に、反社会的勢力に関する規程および反社チェックマニュアルの内容に関する研修を実施しております。また、コンプライアンス・マニュアルを配布し、周知徹底しております。

- ・外部機関との連携

本社において、所轄警察署（愛宕警察署）や暴力追放推進センターとの連携を確保しております。

また、外部調査機関（株式会社 JP リサーチ&コンサルティング）のセミナーに参加しているほか、同社とも情報交換が可能なルートを構築しております。

- ・その他の取組みについて

当社が所属する業界団体「公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会」では、モデル条項やお客様への理解を求める書面等を提供していることから、当社で使用する資料等にも活用しております。また、当社のホームページにも反社会的勢力に対する方針を掲載し、対外告知しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

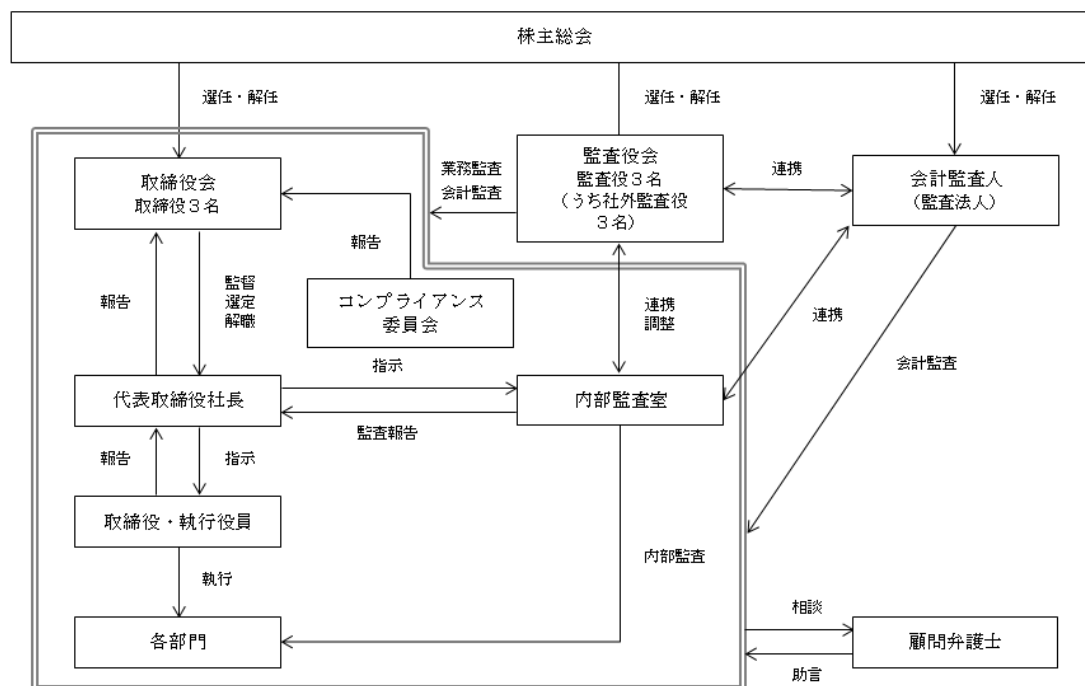
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、重要な事実に関しましては、内部情報管理責任者である管理部長が各部署より報告を受けます。

内部情報管理責任者は、金融商品取引法及び証券取引所が定める適時開示規則等に基づき、適時開示が必要な情報については取締役会に上程し、承認後速やかに開示いたします。

情報の開示にあたっては、内部情報管理責任者の指示、監督のもと、管理部が開示書類の作成等を行い、TDnetへ登録並びに当社のホームページ上に掲載いたします。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上